

学校いじめ防止基本方針

岩手県立花巻清風支援学校

学校いじめ防止基本方針

岩手県立花巻清風支援学校

第1章 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、寄宿舎及び関係機関等の協力を得ながら解決することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

本校は、一人ひとりの児童生徒が生き生きと学校生活を送ることができるよう、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。「いじめは絶対に許さない」という認識のもとに、安全で安心な教育環境を保つため、全ての児童生徒の人権を尊重し、保護者と連携・協力しながらより良い学校づくりを推進する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の双方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、寄宿舎、住民地域などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

第2章 いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学校や寄宿舎が児童生徒の心の居場所となるように配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童生徒が互いのことを認め合い、心のつながりを感じられるよう「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童生徒一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、児童生徒の主体的な活動を支援し、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発やその他必要な処置として、道徳教育や学級活動の充実を努めるとともに、いじめ防止に資する児童生徒会の取り組みを支援する。
- (6) 保護者や地域の関係者及び関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に当たる。

2 児童生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童生徒会活動の場を活用し、児童生徒自身がいじめの問題解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 互いの障がいや特性を認め合い、違いや多様性を超えた望ましい人間関係を築ける力を育む。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校はいじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。【いじめ防止対策推進法第22条】

(1) 構成員

【委員長】校長

【校内委員】副校長、総括教務主任、各学部主事、寮務主任、生徒指導主事（中・高）、相談支援部長、指導部員（各学部）、養護教諭、寄宿舎指導員指導担当

【校外委員】地域・保護者の代表、外部専門家（心理・福祉等）

(2) 組織の役割

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ② いじめの早期発見・早期対応のため、いじめの相談・通報を受け付け、いじめ（の疑い）に関する情報の収集や記録、共有を行う。
- ③ いじめに係る情報があった時には緊急会議を行うなど、情報の迅速な共有及び調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ④ いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導体制や対応方

針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行う。

⑤学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

⑥いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

⑦学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、見直しを行う。

(3) 開催時期

①定例会

年2回（原則7月および1月）を定例会とする。

②緊急会議

いじめ（の疑い）に係る情報があった場合は、緊急会議を開催する。緊急会議は当該事案に係る委員及び関係職員（担任等）で構成し、校長または副校長が招集する。緊急会議は事態の収束まで随時開催する。

4 児童生徒の主体的な取組

(1) 児童生徒会による「いじめ撲滅宣言」や「STOPいじめ作戦」等の取組

(2) いじめ防止標語・ポスターの作成やいじめ目安箱の設置

(3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童生徒会行事や取組

5 家庭・地域との連携

(1) 学校いじめ防止基本方針やいじめ防止等の取組について、ホームページや学校通信に掲載するなどして、広報活動に努める。

(2) いじめの実態や指導方針について、PTAの各種会議や入学時、年度始め等の機会に説明を行うとともに、いじめ防止等の取組への保護者の協力を呼びかける。

(3) インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネット上のいじめを防止し効果的に対処できるよう、児童生徒及び保護者を対象とした啓発活動を実施する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけ、年間に複数回実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

第3章 いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

(1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童生徒が信頼関係を築くように心がける。

(2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけではなく、児童生徒の表情や行動の変化にも配慮する。

(3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、昼食後の休み時間、着替えや教室移動時間、放課後においても児童生徒の様子に目を配るよう

に努める。

- (4) 遊びやふざけあうように見えるいじめ、些細ないざこざなど把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 寄宿舍においても定期的な情報交換を行いながら、日常的に連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するために、児童生徒や保護者からの情報収集を定期に行う。

- (1) 児童生徒を対象としたアンケート 年4回（5月、8月、11月、2月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート 年2回（6～7月、11～12月）
- (3) 児童生徒面談 9月～11月の期間内に随時実施
- (4) いじめが疑われる際の教育相談及び聴き取り調査 随時実施

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめ相談窓口を下記のとおりとする。

- 児童生徒・保護者からの相談・・・全教職員が対応
- 地域からの相談窓口・・・副校長
- スクールカウンセラーの活用・・・相談支援部
- 外部機関（警察）との連携・・・副校長、生徒指導主事
- ※24時間いじめ相談電話（県教委）・・・019-623-7830

第4章 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力も得る。必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに校内対策組織を招集し、校長以下関係するすべての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたり、通報をした児童生徒等についても安全を確保する。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。また、いじめられた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童生徒の心を癒すために、また、いじめを行った児童生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護担当教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき適切に、生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級集団で話し合いを行うなど、いじめは絶対に許されない行為であり、学級集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求対象となり得る。児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。

- (3) 情報モラル教育を実施し、好ましい SNS 利用等について指導する。
- (4) インターネットへの利用環境については、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

6 いじめの解消に向けた取り組み

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していること
- (2) 被害者が心身の苦痛を受けていないこと
被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する。また、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童生徒および加害児童生徒を日常的に注意深く観察する。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ア 児童生徒が自殺を企図した場合 イ 身体に重大な傷害を負った場合
ウ 金品等に重大な被害を被った場合 エ 精神性の疾患を発症した場合

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるもの。

※「相当の期間」は不登校の定義を踏まえる（30日を目安）

※欠席30日を待つことなく、欠席の理由としていじめの疑いが生じた時点で、迅速に調査に着手する。

※被害児童生徒や保護者から、「いじめによる重大な被害が生じた」という申立てがあったときも、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに岩手県教育委員会に報告する。
- (2) 児童生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応を開始する。

3 重大事態の調査

- (1) 学校が調査の主体となる場合
岩手県教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- ア 重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- イ 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者（学校評議委員等）の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ウ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- エ 調査結果を岩手県教育委員会に報告する。
- オ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。ただし、関係者の個人情報には配慮する。
- カ いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- キ 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

(2) 岩手県教育委員会が調査の主体となる場合

岩手県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

第6章 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組、アンケートの実施、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置づける。